

第 3 章 防災組織

第3章 防 災 組 織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

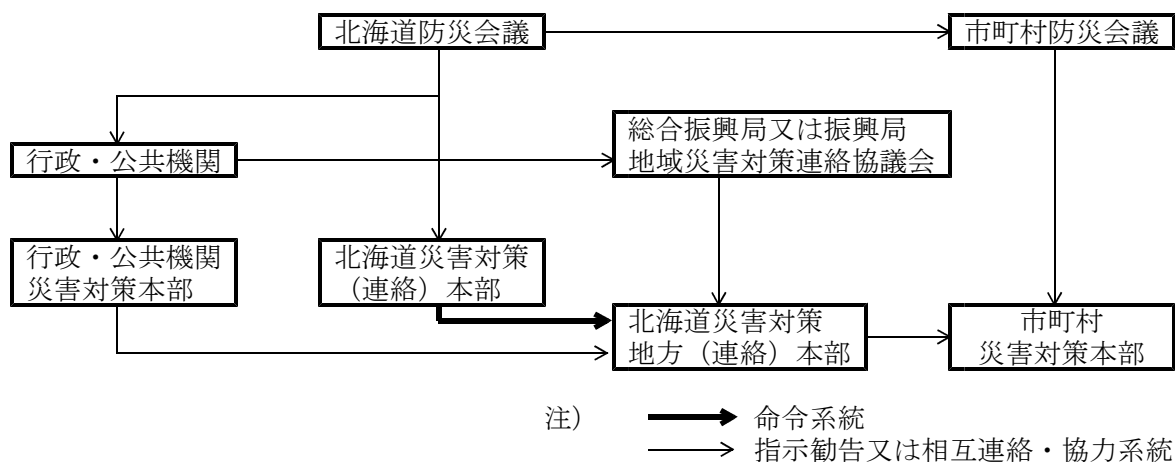
第1節 組織計画

本道内における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、この計画の定めるところによる。

北海道の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として道防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

本道の地域における防災体制図



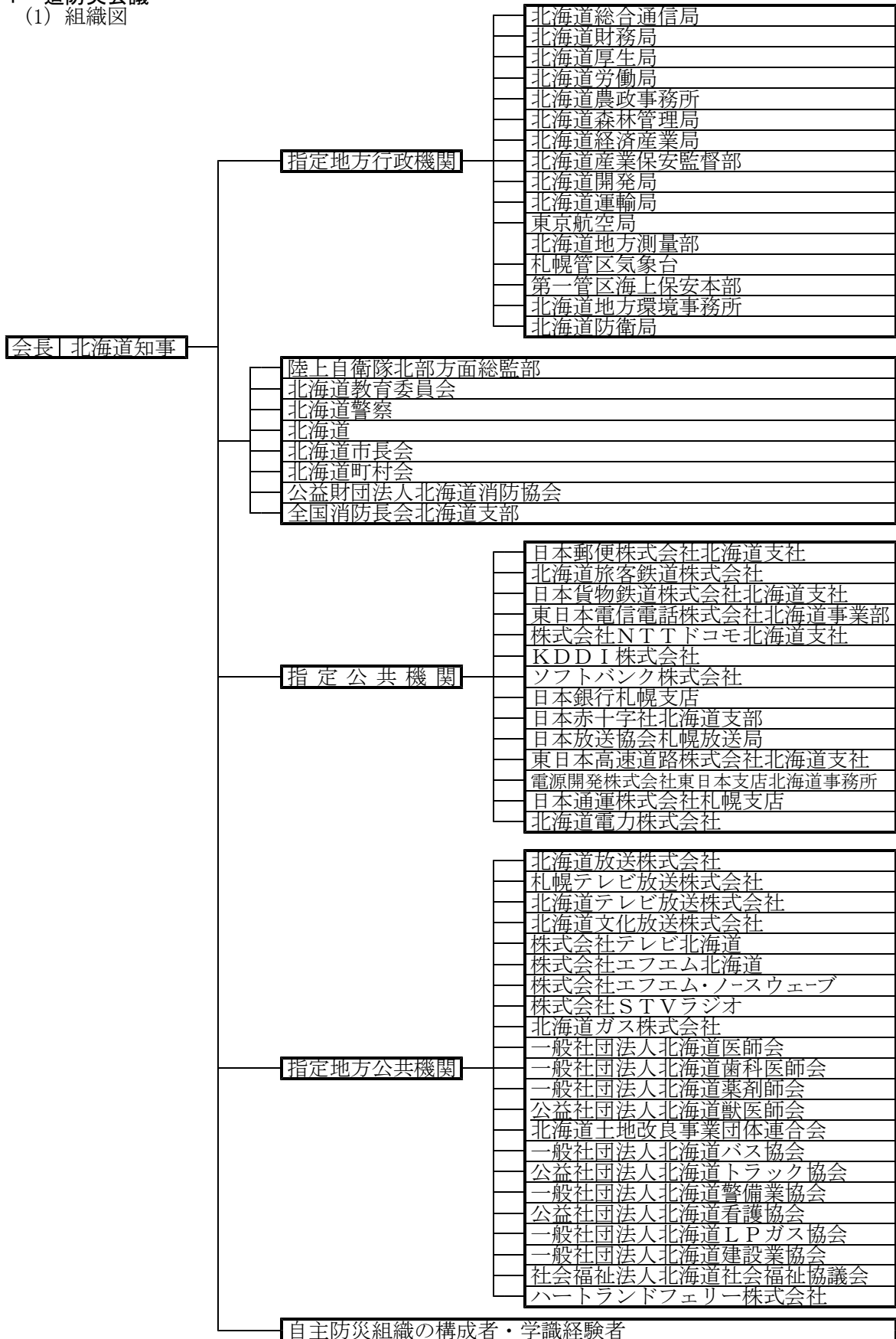
第1 平常時の防災活動体制

道防災会議は、知事を会長とし、基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、北海道地域防災計画の作成及びその実施の推進、知事の諮問に応じて本道の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること並びに本道地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とするものである。

なお、総合振興局又は振興局所管区域毎に管内防災の連絡推進を図るため、道防災会議の構成機関の地方部局等をもって構成する総合振興局又は振興局協議会を設け、地域における災害情報の収集及び災害対策の機関相互間の連絡調整を行うこととしている。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 道防災会議
(1) 組織図



(2) 運営

北海道防災会議条例(昭和37年北海道条例第54号)及び北海道防災会議運営規程(昭和37年12月3日北海道防災会議議決)の定めるところによる。

2 総合振興局又は振興局協議会

(1) 組織図

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50px;">会 長</td> <td>総合振興局長 又は振興局長</td> </tr> </table>	会 長	総合振興局長 又は振興局長	財務事務所（出張所）
	会 長	総合振興局長 又は振興局長	
	労働基準監督署		
	北海道農政事務所（支局）		
	北海道森林管理局（事務所、森林管理署、支署）		
	産業保安監督署		
	開発建設部		
	北海道運輸局運輸支局		
	空港事務所(出張所)		
	気象台(測候所)		
	海上保安部(署)・航空基地		
	自然保護官事務所		
	北海道防衛局		
	陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊		
	教育局		
	北海道警察方面本部(警察署)		
	総合振興局又は振興局		
	市		
	町村会		
	消防協会支部		
	消防事務組合		
	日本郵便株式会社北海道支社		
	北海道旅客鉄道株式会社支社		
	日本貨物鉄道株式会社北海道支社営業支店		
	東日本電信電話株式会社（北海道事業部）		
	株式会社NTTドコモ北海道支社営業支店		
	KDDI株式会社		
	ソフトバンク株式会社		
	日本銀行支店（事務所）		
	日本赤十字社北海道支部（赤十字病院）		
	日本放送協会放送局		
	東日本高速道路株式会社北海道支社管理事務所		
	電源開発株式会社東日本支店北海道事務所（電力所）		
	日本通運株式会社支店		
	北海道電力ネットワーク株式会社支店		
	北海道放送株式会社放送局		
	札幌テレビ放送株式会社放送局		
	北海道テレビ放送株式会社放送局		
	北海道文化放送株式会社放送局		
	株式会社テレビ北海道放送局		
	株式会社エフエム北海道		
	株式会社エフエム・ノースウエーブ		
	株式会社STVラジオ		
	北海道ガス株式会社 各ガス会社（営業所）		
	郡市医師会		
	郡市区歯科医師会		
	一般社団法人北海道薬剤師会支部		
	公益社団法人北海道獣医師会支部		
	土地改良区		
	一般社団法人北海道バス協会		
	公益社団法人北海道トラック協会各地区協会		
	一般社団法人北海道警備業協会支部		
	公益社団法人北海道看護協会		
	一般社団法人北海道LPガス協会		
	連絡協議会が必要と認める機関		

(2) 運 営

総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会設置要綱(昭和37年12月3日北海道防災会議議決)及び総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会運営規程(昭和38年5月23日北海道防災会議議決)の定めるところによる。

第2 応急活動体制

1 道の災害対策組織

(1) 緊急幹部会議

知事は、災害・事故による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは、緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

(2) 災害対策連絡本部

ア 災害対策連絡本部

イ 設置

知事は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

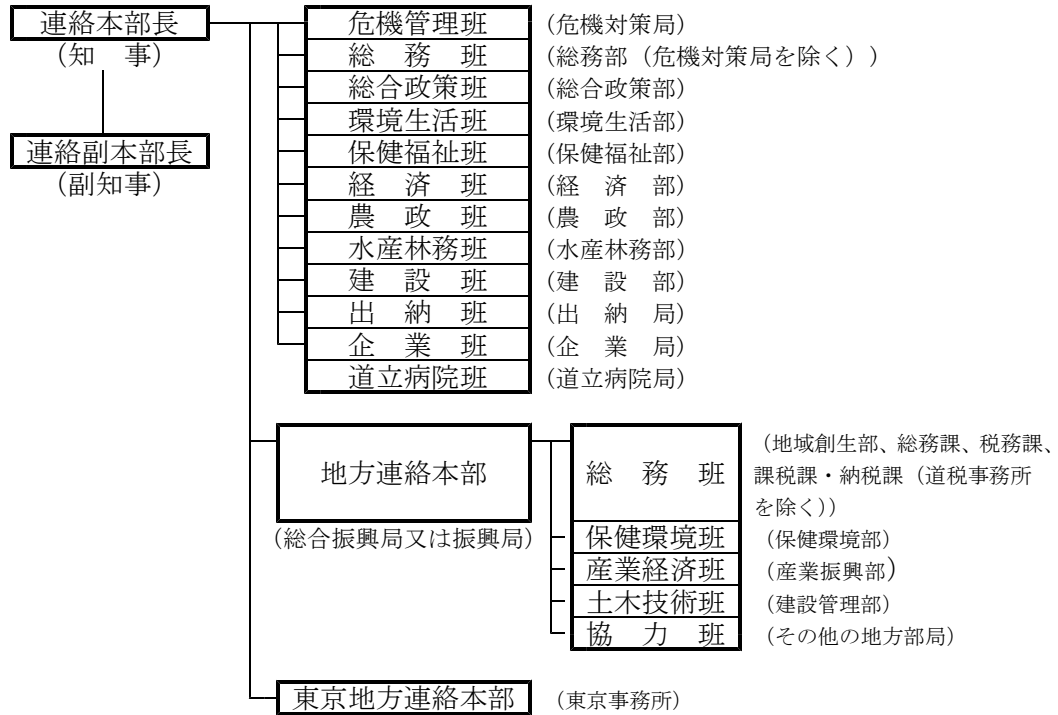
連 絡 本 部 設 置 基 準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 ・住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、さらに被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル3相当）
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・離着陸事故等で人的被害が発生したとき。 ・小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき。 ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消火活動の難航が予想されるとき。 ・家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき。
大規模停電 災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。

※ なお、地震及び津波災害の基準については、地震・津波防災計画編に登載しているので省略する。

(イ) 組織等

① 組織

連絡本部の組織は、次のとおりとする。



- 注1 連絡本部の班長は、各部局長とする。
 2 地方連絡本部長は、総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長とする。地方連絡本部の班長は、総合振興局副局長又は振興局副局長、各部長、及びその他の出先機関の長とする。
 3 災害の状況により一部の班を設置しない事ができる。

② 所掌等

連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は、総務部危機対策局危機対策課において処理する。

(ウ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本부를廃止する。

また、知事は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本부를設置したときは、連絡本부를廃止する。

イ 災害対策地方連絡本部

(ア) 設置

災害対策連絡本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方連絡本部（以下「地方連絡本部」という。）を置くことができる。また、総合振興局長又は振興局長は、地方連絡本部を設置することができる。

(イ) 組織等

① 組織

地方連絡本部に地方連絡本部長を置き、地方連絡本部長は総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長とする。

地方連絡本部長は、連絡本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

② 所掌等

地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。庶務は総合振興局又は振興局地域創生部危機対策室において処理する。

(ウ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完

了したときは、地方連絡本部を廃止する。

また、知事は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置した場合において、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部を設置したときは、当該総合振興局又は振興局及び東京事務所の地方連絡本部を廃止する。

なお、総合振興局長又は振興局長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、知事の承認を得た上で、地方連絡本部を廃止することができる。

(3) 災害対策本部
ア 災害対策本部
イ 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、知事が必要と認めるときに設置する。

なお、必要に応じて災害対策本部に指揮室を置くことができる。

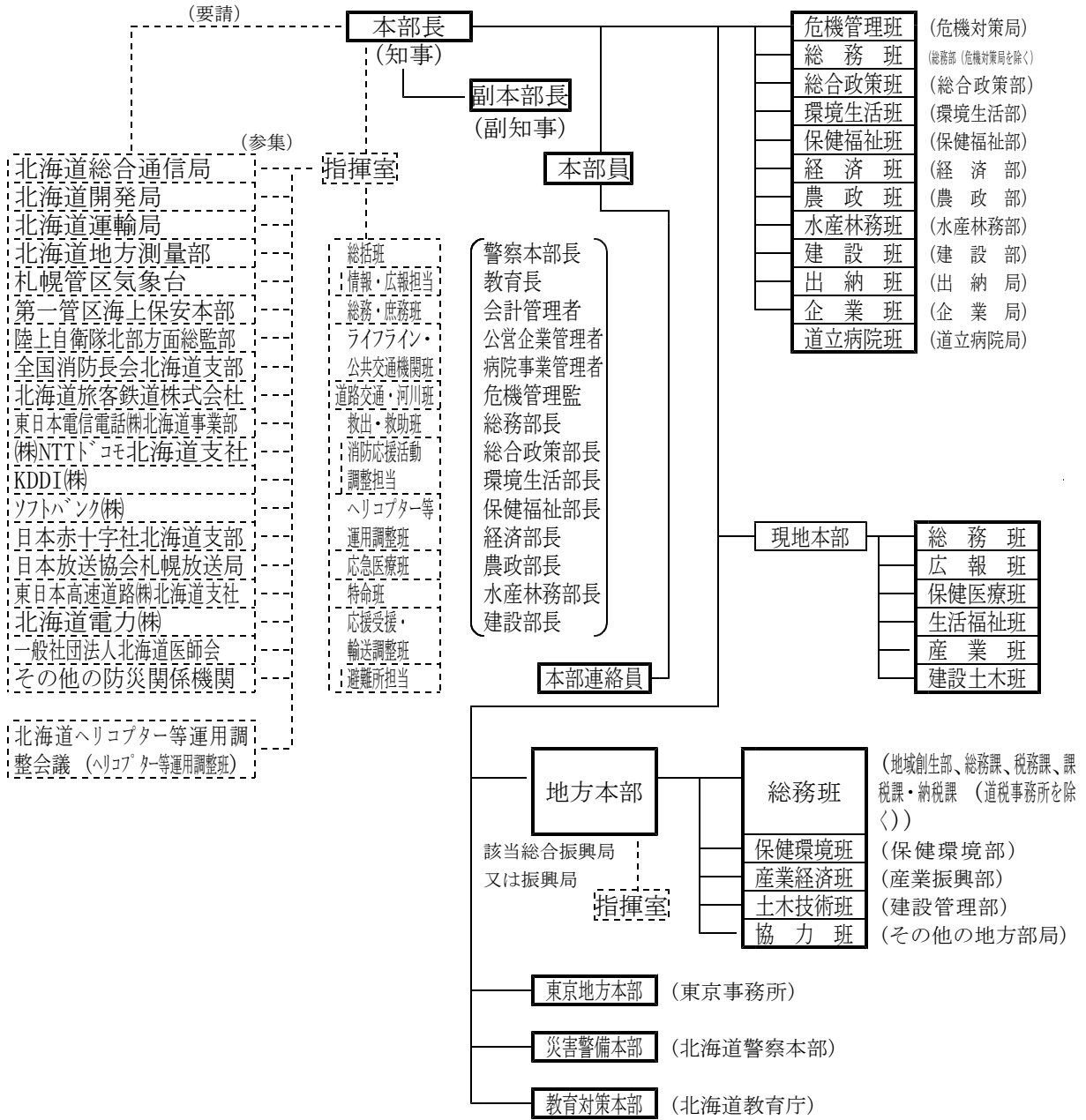
災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル4相当以上）
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 ・多くの死傷者が発生したとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷(湿)害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷(湿)害被害が発生したとき。

※ なお、地震及び津波災害の基準については、地震・津波防災計画編に搭載しているので省略する。

(イ) 組織等

① 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



② 運営

災害対策本部の運営は、北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例54号)及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。

③ 所掌

災害対策本部の所掌事務は、北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

災害対策本部の主な所掌事務

災 害 対 策 本 部	
危機管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 2 災害の状況、対策措置状況等の収集及び報告 3 北海道防災会議との連絡調整に関すること 4 災害対策本部の設置及び廃止 5 地方本部に対する指示及び連絡 6 救助法の適用 7 市町村長の実施すべき応急措置の代行 8 指定公共機関の長等に対する応急措置の実施要請等 9 自衛隊の災害派遣要請
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道有財産（他部課の所管に属するものを除く）の被害調査及び応急対策 2 災害関係予算に関すること 3 私立学校の被害調査及び復旧対策 4 災害時の道税の措置
総合政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報の企画実施 2 空港、港湾、交通施設等の被害状況の情報収集（他部課の所管に属するものを除く） 3 被災市町村に対する財政援助 4 災害時における通信手段の確保に関すること（他部課の所管に属するものを除く）
環境生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物処理計画の指導 2 災害時の給水計画の指導 3 水道施設の復旧指導 4 災害時における生活必需品の需給及び価格動向の監視 5 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導 6 家庭動物等対策の調整
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救助計画の作成及び実施 2 市町村における応急救助の実施指導 3 日赤救助活動の連絡調整 4 救助法に基づく救助物資の調達及び配分 5 被災地の高齢者、障がい者等の保護 6 被災者の生活保護 7 災害時の医療救護 8 医療資機材の確保及び供給 9 災害時の防疫計画の作成及び実施 10 災害時の保健指導 11 社会福祉協議会を通じたボランティアの活動への支援
経 済 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における流通対策の総合調整 2 エネルギー関係の被害調査及び復旧対策 3 災害時における燃料の需給等の調整 4 商工業及び労働に係る災害応急対策の総合調整
農 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査及び応急対策 2 被災地の農作物及び家畜の技術指導 3 農業災害関係資金の融通 4 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の応急措置等 5 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請
水産林務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業災害に関する応急措置及び復旧対策 2 漁港、漁港海岸及び漁業用施設の被害調査、応急措置及び復旧対策 3 漁船の応急措置及び復旧対策 4 林業関係災害の被害調査、応急措置及び復旧対策 5 災害応急復旧用木材の需給対策 6 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請

災害対策本部	
建設班	1 被災地の道路の交通不能箇所の調査及び交通の確保等 2 河川等の被害調査及び応急措置 3 海岸の事故等の情報収集、被害調査及び応急措置等 4 砂防、急傾斜地等の被害調査及び応急措置 5 公園、下水道の被害調査及び復旧対策 6 都市施設の被害調査及び復旧対策 7 建築物の被害状況調査（応急危険度判定等）
出納班	1 災害救助基金等応急救助費の支出
企業班	1 施設の情報収集及び被害調査
道立病院班	1 災害時の医療救護 2 医療資機材の確保及び供給

④ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

(ウ) 設置場所

- ① 災害対策本部は、原則として本庁に設置する。
- ② 災害対策本部員会議は、本庁舎3階、テレビ会議室で開催する。

(エ) 災害対策本部指揮室

① 設置

本部長は、災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、特別の必要があると認めるときは、関係機関等（基本法第23条第7項に規定する関係機関等）へ職員等の参集を要請し、初動対応の指揮命令を担う災害対策本部指揮室を設置することができる。

② 組織等

a 組織

指揮室に指揮室長を置き、指揮室長は副本部長とする。
指揮室長は、指揮室の各班及び指揮室に属する職員を指揮監督する。
災害対策本部の各班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねる。

b 運営

災害対策本部指揮室の運営は、北海道災害対策本部運営規程及び北海道災害対策本部運営要領に定めるところによる。

c 所掌

災害対策本部指揮室の所掌は、北海道災害対策本部運営要領に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

班	所掌事務
統括班	○災害対策本部及び指揮室の運営に関すること ○本部員会議の開催、運営に関すること ○自衛隊との調整に関すること（他班に属することを除く） ○道警との調整に関すること（他班に属することを除く） ○国及び国の現地対策本部との連絡調整に関すること ○地方本部等との調整、支援及び人員派遣（現地連絡員）に関すること ○市町村の実施すべき応急措置の代行に関すること（罹災証明を除く） ○災害対策基本法等の運用統括 ○報道専門官による発表に関すること ○報道対応に関すること ○災害救助法の適用に関すること
[情報・広報 担当]	○各班からの情報集約と時系列の作成及び各班への情報提供 ○公開情報（テレビ、報道等）の収集 ○気象情報等の収集等

	<ul style="list-style-type: none"> ○各地方本部からの情報収集と提供 ○防災関係機関の被害状況の把握及び防災関係機関からの情報収集 (航空映像含、防災共通地図を含む) ○消防庁への報告に関する事 ○SNSを用いた情報発信に関する事 ○広報に関する事
総務・庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○道議会に関する事 ○指揮室の庶務に関する事 ○職員の食料・飲料に関する事 ○職員の勤務体制に関する事 ○災害義援金に関する事 ○災害見舞金に関する事 ○罹災証明の支援に関する事
ライフライン・公共交通機関班	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン（通信網、電力施設、ガス関係、上下水道）の被害状況や復旧目処に関する情報収集及び復旧調整 ○JR、空港、港湾の被害状況や復旧目処に関する情報収集 ○公共交通機関など交通機関の運行状況や復旧目処に関する情報収集 ○高速道路の無料化措置に関する事
道路交通・河川班	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の被害状況や応急対応の復旧状況及び通行止め等の道路情報に関する情報収集 ○緊急輸送路に関する事 ○河川等の被害状況や応急対応の状況等に関する情報収集
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> ○消防、警察、海上保安庁、自衛隊等が実施する救出救助活動の総合調整及び被災者の救出に関する事 ○ヘリコプター等運用調整班との調整
[消防応援活動調整担当]	<ul style="list-style-type: none"> ○消防応援活動調整本部の運営
ヘリコプター等運用調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプター等の運用調整に関する事
応急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護に関する状況把握、連絡調整に関する事 ○保健医療福祉調整本部、DMAT調整本部との調整に関する事 ○DMAT・救護班の派遣、受入に関する連絡調整に関する事 ○医薬品等の供給対策に関する事
特命班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部指揮室における特命事項に関する事 ○原子力災害対策に関する事
応援受援・輸送調達班	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の派遣等に関する事 ○市町村間の職員の派遣等に関する事 ○物資（食料、水、生活必需品等）の輸送・調達等に係る関係機関との連絡調整に関する事 ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関する事 ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関する事 ○災害救助法の適用に付随する事務処理に関する事
[避難所担当]	<ul style="list-style-type: none"> ○避難に係る調整及び避難所運営等、避難に係る諸対策に関する事

- ③ 設置場所
 - a 災害対策本部指揮室は、本庁舎地下1階危機管理センターに設置する。
 - b 要請を受けた関係機関等の職員は、指揮室が設置された危機管理センターに参集するものとし、活動状況等により別館地下1階大会議室を活用する。
- ④ 通知

本部長は、災害対策本部指揮室を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。
- ⑤ 廃止

本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは災害状況に応じて災害対策本部指揮室を廃止する。
- (オ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。
- (カ) 通知

知事は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部員、地方本部長に通知するとともに、別に定める本部標識を掲示する。
また、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。
なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

 - ① 市町村長
 - ② 防災会議構成機関の長
 - ③ 内閣総理大臣及び国務大臣
 - ④ 隣接県知事

イ 災害対策地方本部

- (ア) 設置

災害対策本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。
- (イ) 組織等
 - ① 組織

地方本部に地方本部長を置き、地方本部長は総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長とする。
地方本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 - ② 運営

地方本部の運営は、北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。
 - ③ 所掌

地方本部の所掌事務は、北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

地方本部の主な所掌事務

地方本部	
総務班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報 2 被害状況等の収集及び報告 3 市町村長に対する応急措置の実施又は応援の指示権の行使 4 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等 5 防災通信の運用 6 自衛隊の災害派遣要請 7 総合振興局又は振興局協議会に関すること
保健環境班	1 災害時の応急医療の調整 2 被災地の給水計画及び水道施設復旧の指導 3 被災地の防疫の実施指導 4 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持 5 被災地の保健衛生指導 6 被災地の医療品等の需給 7 救助実施の指導 8 社会福祉協議会を通じたボランティア活動への支援

	9 被災地の廃棄物処理の調整・支援 10 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導 11 家庭動物等対策の収容調整
産業経済班	1 災害時の応急食料の供給 2 災害時の生活必需品、燃料その他物資の供給に関すること 3 災害応急対策資機材等の需給 4 被災各種産業の被害調査、応急措置及び復旧対策
土木技術班	1 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策の実施 2 被災地の交通情報の収集及び所管する交通路の確保 3 被災建物に係る調査（応急危険度判定等）
協 力 班	1 災害予防及び応急対策実施のための応援等

(ウ) 設置場所

地方本部は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に設置する。

なお、必要に応じて、地方本部に災害対策指揮室を設置することができる。この場合においては、次のとおりとする。

① 災害対策地方本部指揮室の設置

地方本部長は、災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、特別の必要があると認めるときは、関係機関等（基本法第23条第7項に規定する関係機関等）へ職員等の参集を要請し、初動対応の指揮命令を担う災害対策地方本部指揮室を設置することができる。

② 災害対策地方本部指揮室の組織等

a 組織

地方本部指揮室に指揮室長を置き、指揮室長は副地方本部長とする。

指揮室長は、地方本部指揮室の各班及び地方本部指揮室に属する職員を指揮監督する。

災害対策地方本部の各班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねる。

b 運営

災害対策地方本部指揮室の運営は、北海道災害対策本部運営規程及び北海道災害対策本部運営要領に定めるところによる。

c 所掌

地方本部指揮室には、災害対策本部の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

③ 設置場所

災害対策地方本部指揮室は、当該振興局が定める場所に設置する。

④ 通知

地方本部長は、災害対策地方本部指揮室を設置、又は廃止したときは、直ちに地方本部員、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

⑤ 廃止

地方本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは災害状況に応じて災害対策地方本部指揮室を廃止する。

(エ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地方本部を廃止する。

(オ) 通知

知事は、地方本部を設置したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。

なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

① 市町村長

② 防災会議構成機関の長

ウ 現地災害対策本部等

(ア) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(イ) 組織等

① 組織

a 現地本部は、北海道災害対策本部条例に基づき、災害対策本部及び地方本部の

職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

b 被災地の地方本部各班は、必要な災害対策に係る連絡調整員を現地本部関連班に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。

c 住民避難や学校施設被害が想定される場合、教育対策本部は、連絡調整員を現地本部生活福祉班に派遣するものとする。

② 所掌

班	所 掌 業 務
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報、措置状況等の収集、記録及び各災害対策本部への伝達 現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施 防災無線、ネットワーク等通信の確保
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への情報提供 各種報道対応
保健医療班	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者搬送（トリアージ）の調整 医療救護班活動の支援及び地元病院等関係機関との調整 防疫対策の指導
生活福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 救助物資、救助法に関する調整 避難所、仮設住宅、家庭動物等の調整、支援 社会福祉協議会、ボランティア等との調整、支援
産 業 班	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業、商工業に関する被災状況等の把握 農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施
建設土木班	<ul style="list-style-type: none"> 所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握 所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施 被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保

③ 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

(ウ) 通知

本部長は、現地本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

(エ) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

(オ) 現地災害対策連絡本部の設置

連絡本部長は、アからエの規定に準じて、現地災害対策連絡本部を設置することができる。

2 市町村の災害対策組織

市町村長は、災害時、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

3 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害時、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部

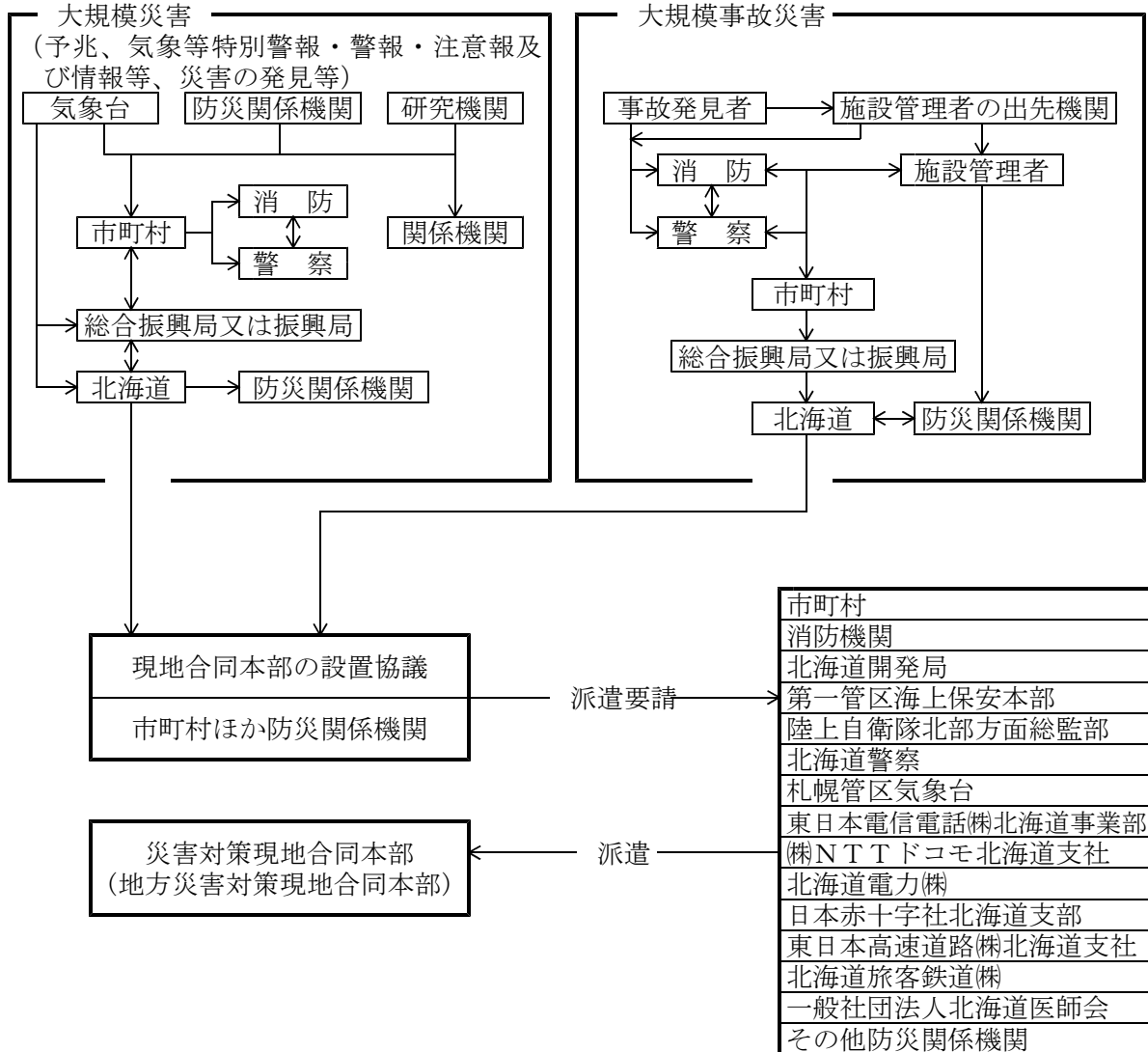
(1) 設 置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害時に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができる。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

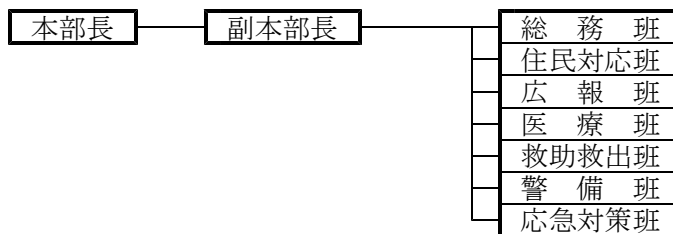
災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



ア 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりとする。

災害対策現地合同本部等組織図



現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担当	内 容	主な担当機関
総務班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広報班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医療班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村（自衛隊、海保～派遣があった場合）
警備班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者（自衛隊～災害派遣があった場合）

※施設管理者は、事故災害の場合のみ

イ 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱に定めるところによる。

(2) 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し廃止する。

5 消防応援活動調整本部

(1) 設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、消防組織法第44条の2及び「北海道消防応援活動調整本部設置規程」に基づき、知事が消防応援活動調整本部を設置し、連絡調整等を行うものとする。

ア 調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一つの市町村であっても被害の状況等から必要があると認める場合には、設置するものとする。

イ 調整本部は、北海道庁本庁舎内に設置する。ただし、必要に応じ被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

(2) 運営等

北海道消防応援活動調整本部設置規程に定めるところによる。

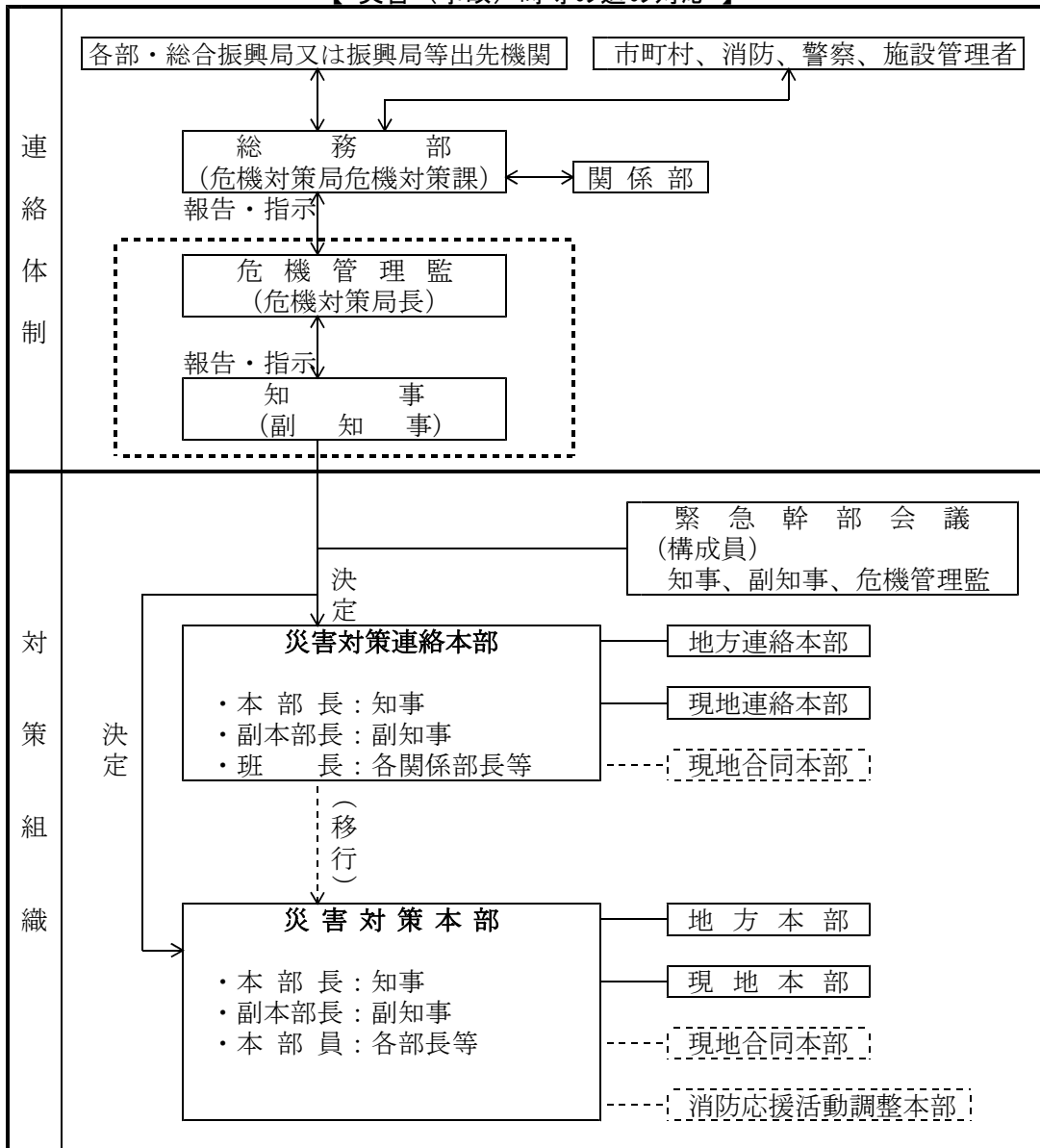
(3) 廃止

調整本部は、知事の応援要請の解除決定に伴い、北海道内における緊急消防援助隊の活動が全て終了した時点において、廃止するものとする。

6 民間団体との協力

道及び市町村は、災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

【 災害（事故）時等の道の対応 】



7 道職員の動員配備

(1) 配備計画

各部局長、総合振興局長又は振興局長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などを予め配備計画として定めるものとする。

(2) 配備基準等

区分	体制	配備基準	配備人員
連絡本部の設置前	第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地震、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき。 2 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル2相当） 3 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	配備計画の第1非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員
連絡本部の設置後	第2非常配備	災害対策連絡本部設置基準による	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員
災害対策本部の設置後	第3非常配備	災害対策本部設置基準による	配備計画の第3非常配備人員とし、災害の状況により必要と認める人員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

※ なお、地震及び津波災害の基準については、地震・津波防災計画編に記載しているので省略する。

(3) 職員の配備体制

ア 連絡本部設置前

(ア) 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

(イ) 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部局長が行う。
なお、総括は危機管理監が行う。

イ 連絡本部設置後

(ア) 連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに第2非常配備体制をとるよう各班長及び地方連絡本部長に通知する。

(イ) 各班長及び地方連絡本部長は、連絡本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2非常配備体制をとる。

ウ 災害対策本部設置後

(ア) 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに第3非常配備体制をとるよう各班長及び地方本部長に通知する。

(イ) 各班長及び地方本部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第3非常配備体制をとる。

(4) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、自身の安全の確保に十分配慮しつつ、直ちに所属、又は予め指定された場所に参集し配備につく。

(5) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、道、市町村及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくことが望ましい。

8 知事の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策(連絡)本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故あるときは、副知事はその職務を代理する。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

ア 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区气象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。この府県予報区を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区名称	区 域	担当官署
宗谷地方	宗谷総合振興局管内	稚内地方气象台
上川・留萌地方	上川総合振興局及び留萌振興局管内	旭川地方气象台
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局及び後志総合振興局管内	札幌管区气象台
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内	網走地方气象台
釧路・根室・十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方气象台
	一次細分区域：十勝地方	帯広測候所*
胆振・日高地方	胆振総合振興局及び日高振興局管内	室蘭地方气象台
渡島・檜山地方	渡島総合振興局及び檜山振興局管内	函館地方气象台

注) *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。なお、北海道において、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

二次細分区域において、海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をま とめた地域	二次細分区域名
宗谷地方 (稚内地方気象台)	宗谷地方	宗谷北部	稚内市、豊富町、猿払村、幌延町
		利尻・礼文	礼文町、利尻町、利尻富士町
		宗谷南部	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
上川・留萌地方 (旭川地方気象台)	上川地方	上川北部	士別市、名寄市、中川町、美深町、下川町、剣淵町、和寒町、音威子府村、幌加内町
		上川中部	旭川市、鷹栖町、比布町、愛別町、東神楽町、東川町、上川町、美瑛町、当麻町
		上川南部	富良野市、上富良野町、南富良野町、占冠村、中富良野町
	留萌地方	留萌北部	遠別町、天塩町
		留萌中部	苫前町、羽幌町※、天売焼尻※、初山別村
		留萌南部	留萌市、増毛町、小平町
石狩・空知・後志 地方 (札幌管区気象台)	石狩地方	石狩北部	石狩市、新篠津村、当別町
		石狩中部	札幌市、江別市
		石狩南部	千歳市、恵庭市、北広島市
	空知地方	北空知	深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町
		中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、浦臼町、新十津川町、雨竜町、奈井江町、上砂川町
		南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、月形町、長沼町、由仁町、栗山町、南幌町
	後志地方	後志北部	小樽市、余市町、積丹町、赤井川村、古平町、仁木町
		羊蹄山麓	ニセコ町、真狩村、喜茂別町、京極町、倶知安町、留寿都村
		後志西部	蘭越町、黒松内町、寿都町、共和町、神恵内村、島牧村、岩内町、泊村
網走・北見・紋別 地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走西部	北見市常呂※、網走市、大空町、佐呂間町
		網走南部	美幌町、津別町
		網走東部	小清水町、斜里町、清里町
	北見地方		北見市北見※、置戸町、訓子府町
	紋別地方	紋別北部	紋別市、雄武町、興部町、西興部村、滝上町
紋別南部		湧別町、遠軽町	
釧路・根室・十勝 地方 (釧路地方気象台) (帯広測候所*)	釧路地方	釧路北部	弟子屈町
		釧路中部	標茶町、釧路市阿寒※、鶴居村
		釧路南西部	釧路市釧路※、釧路市音別※、釧路町、白糠町
		釧路南東部	浜中町、厚岸町
	根室地方	根室北部	羅臼町、標津町、中標津町
		根室中部	別海町
		根室南部	根室市
	十勝地方	十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
		十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士幌町
十勝南部		大樹町、広尾町、中札内村、更別村	
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達※、伊達市大滝※、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高※、日高町門別※、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町
渡島・檜山地方 (函館地方気象台)	渡島地方	渡島北部	長万部町、八雲町八雲※
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山地方	檜山北部	せたな町、八雲町熊石※、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻島	奥尻町

- 注) 1 根室地方の一次細分区域は、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。
 2 *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。
 3 ※は、市町村を分割して設定している二次細分区域を示す(分割区域の内訳は別表による)。

別表 市町村を分割した地域

名 称	区 域
羽幌町	苫前郡羽幌町のうち天売焼尻の区域を除く区域
天売焼尻	苫前郡羽幌町のうち天売及び焼尻
北見市常呂	北見市のうち常呂町
北見市北見	北見市のうち北見市常呂の区域を除く区域
釧路市阿寒	釧路市のうち阿寒町
釧路市釧路	釧路市のうち釧路市阿寒及び釧路市音別の区域を除く区域
釧路市音別	釧路市のうち音別町
伊達市伊達	伊達市のうち伊達市大滝を除く区域
伊達市大滝	伊達市のうち大滝区
日高町日高	沙流郡日高町のうち日高総合支所管内
日高町門別	沙流郡日高町のうち日高町日高の区域を除く区域
八雲町八雲	二海郡八雲町のうち八雲町熊石の区域を除く区域
八雲町熊石	二海郡八雲町のうち熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石根崎町

(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち以下の担当区域を札幌管区气象台が担当する。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部 ※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上 ※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

- ※1 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。
- ※2 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

2 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 早期天候情報 1 か月予報 3 か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回 (05、11、17時) 原則毎週2回 (月・木) 毎週1回 (木) 毎月1回 毎年1回 (2月) 毎年1回 (9月) 随時
札幌管区気象台、函館・旭川・室蘭・釧路・網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回 (05、11、17時) 毎日3回 (05、11、17時) 毎日2回 (11時、17時) 随時 随時
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	随時 随時
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 地方海氷情報	毎日2回 (07、19時) 随時 随時
稚内・網走・釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海氷情報	随時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報(土砂災害・浸水害)が発表されている。

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(7) 気象警報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(4) 気象注意報(資料編7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照)

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 高潮警報及び注意報（資料編 7-2 各地方警報・注意報発表基準 別表 5 参照）

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報（資料編 7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照）

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報（資料編 7-2 各地方警報・注意報発表基準一覧表参照）

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報		土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報がない場合 (下段：河川災害の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害の危険度分布	高潮に関する情報
5	災害発生又は初告	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実行されるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (河川に冠水している可能性))	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} 危険度分布：黒 (河川に冠水している可能性)	大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 (河川に冠水している可能性)	高潮特別警報 ^{※3}	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (河川災害の浸水防止対策を以て避難指示のタイミングで発表)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (河川に冠水している可能性))	大雨特別警報(浸水害) ^{※2} 危険度分布：紫 (河川に冠水している可能性)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (河川に冠水している可能性)	高潮特別警報 ^{※3} 高潮警報 ^{※4}	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (河川に冠水している可能性))	洪水警報 危険度分布：赤 (警報)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警報)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (河川に冠水している可能性))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)		
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

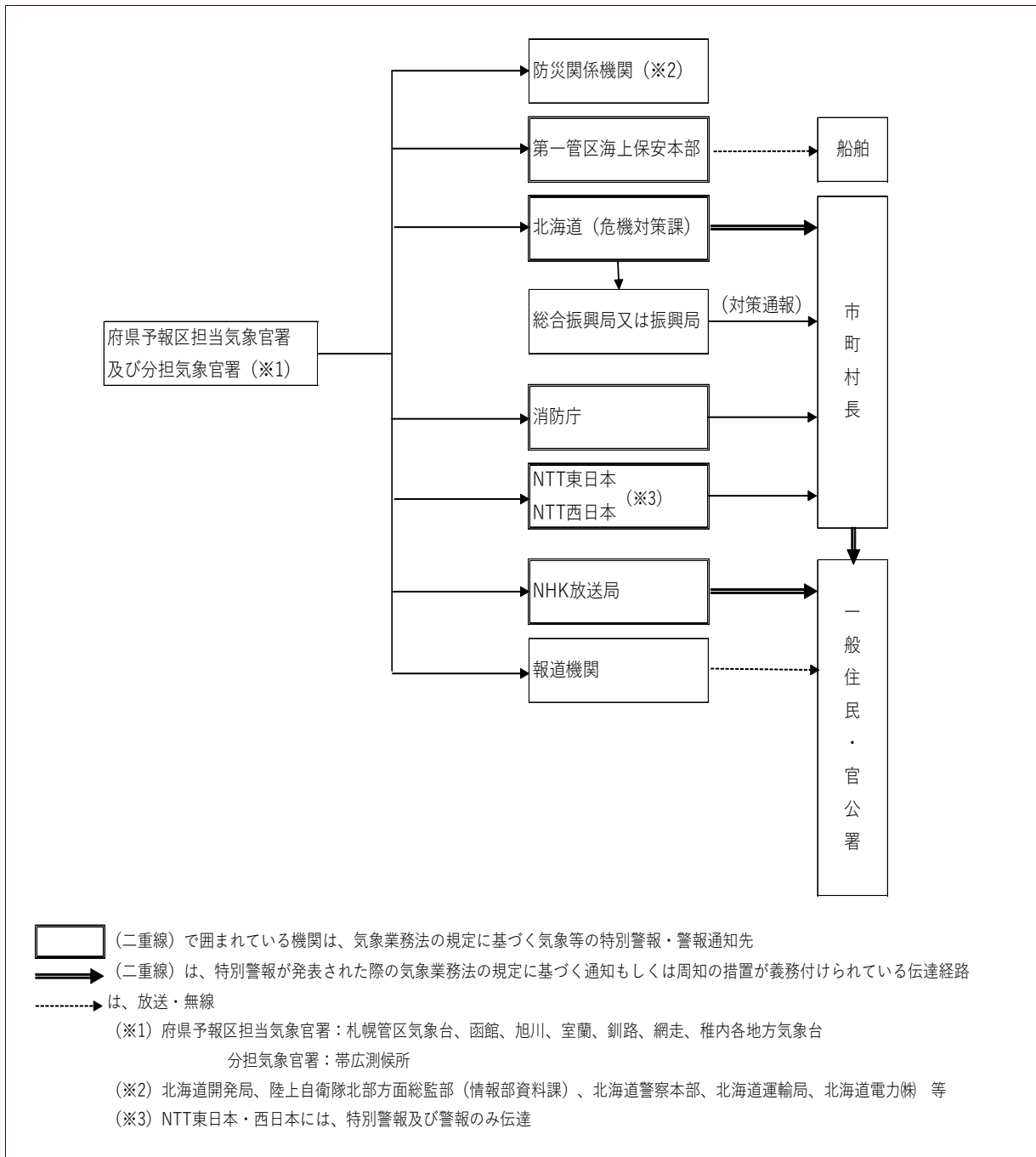
※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位から詳細(右岸200m毎)の観測水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~4相当の危険度を表示。
 ※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものか区別がつかない場合が多いため、これをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 ※3 水位周知海岸において都道府県知事が発表される情報。台風に伴う高潮の水位上昇は短時間で急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難が難しいおそれがある。
 ※4 高潮警報は、高潮により他に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き抜けて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
 注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、第一管区海上保安本部、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※ 周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等



2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 海上警報

(1) 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	かいじょうかぜけいほう 海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		かいじょうのうむけいほう 海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	かいじょうきょうふうけいほう 海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	かいじょうぼうふうけいほう 海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）の場合（台風により風力階級12（64kt～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	かいじょうたいふうけいほう 海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	かいじょうけいほう 海上警報なし かいじょうけいほうかいじょ 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

(2) 伝達

伝達系統は次図のとおりである。



(注)・海上保安官署

第一管区海上保安本部 運用司令センター

・気象官署

札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内

・漁業無線海岸局 (14局)

稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留 (興部)、根室、釧路、岩内、余市、小樽、北るもい (羽幌)、増毛、室蘭

4 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

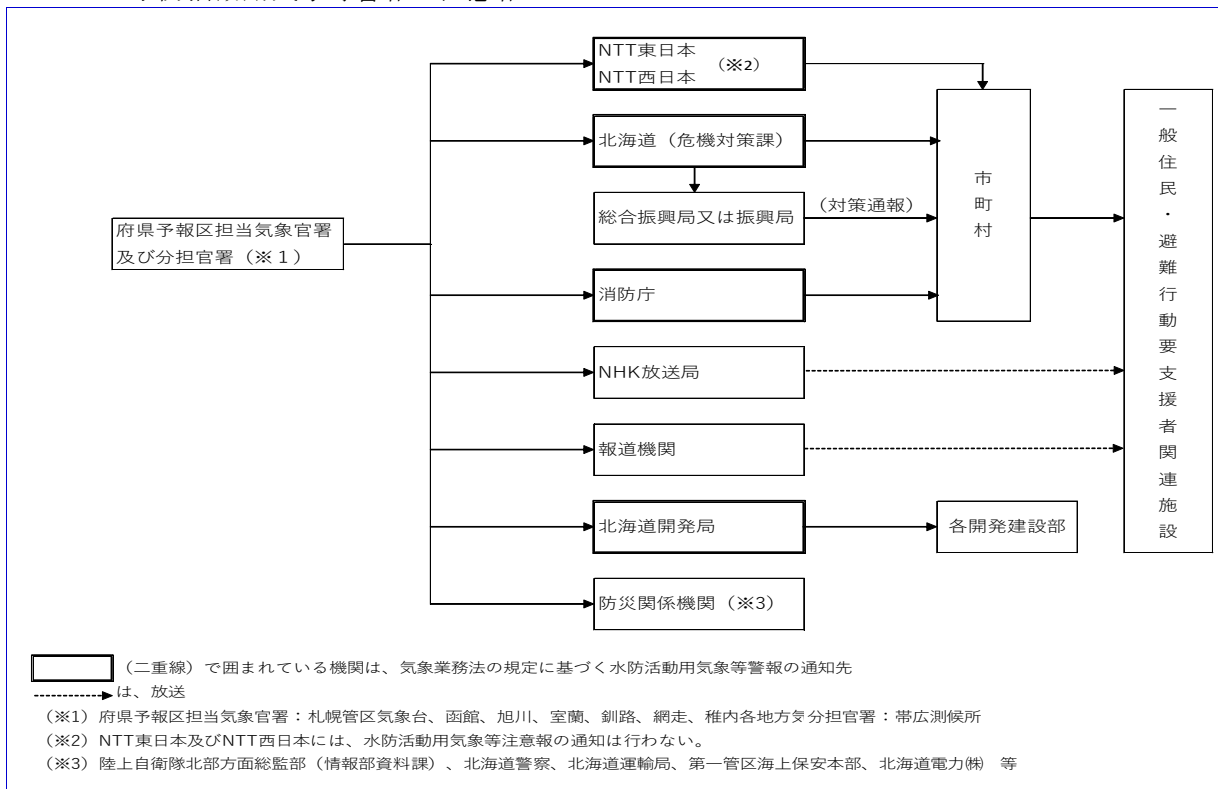
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達

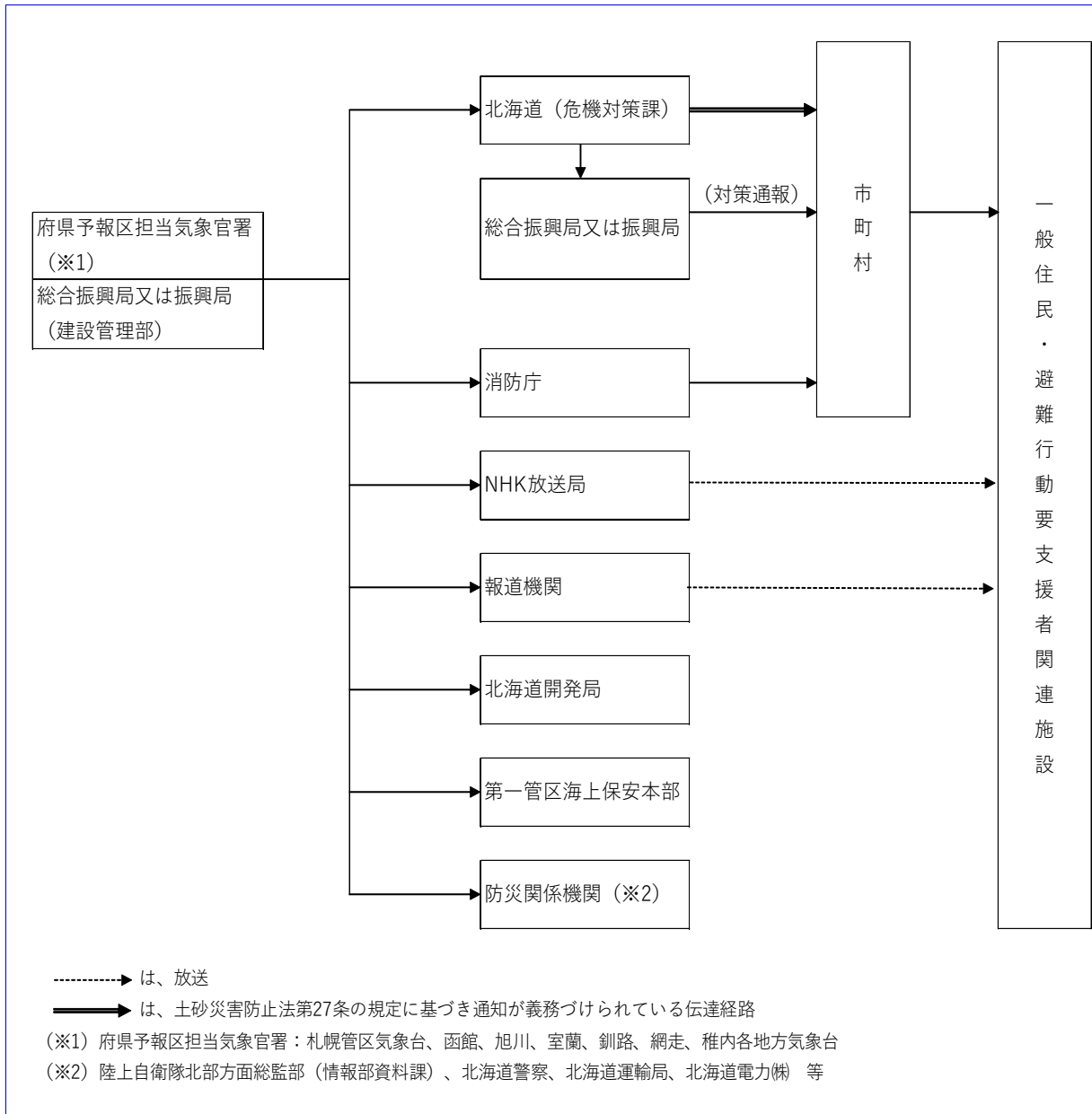
水防活動用気象等警報・注意報



5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。
危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
伝達は次の系統により行う。



6 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(1) 洪水予報河川及び担当

ア 北海道開発局

水系名	河川名	担 当
石狩川	石狩川(下流)、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川、空知川(下流)、雨竜川、当別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、須部都川、美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、恵岱別川	札幌管区气象台、札幌開発建設部
	石狩川上流、忠別川、美瑛川、牛朱別川	旭川地方气象台、旭川開発建設部
	空知川(上流)	旭川地方气象台、札幌開発建設部
天塩川	天塩川、雄信内川、問寒別川、剣淵川	旭川・稚内地方气象台、旭川・留萌開発建設部
	名寄川	旭川地方气象台、旭川開発建設部
留萌川	留萌川	旭川地方气象台、留萌開発建設部
常呂川	常呂川、無加川	網走地方气象台、網走開発建設部
十勝川	十勝川、利別川、札内川、音更川、帯広川	釧路地方气象台、帯広開発建設部
鶴川	鶴川	室蘭地方气象台、室蘭開発建設部
渚滑川	渚滑川	網走地方气象台、網走開発建設部
網走川	網走川、美幌川	網走地方气象台、網走開発建設部
後志利別川	後志利別川	函館地方气象台、函館開発建設部
沙流川	沙流川	室蘭地方气象台、室蘭開発建設部
湧別川	湧別川	網走地方气象台、網走開発建設部
釧路川	釧路川、新釧路川	釧路地方气象台、釧路開発建設部
尻別川	尻別川	札幌管区气象台、小樽開発建設部

イ 北海道

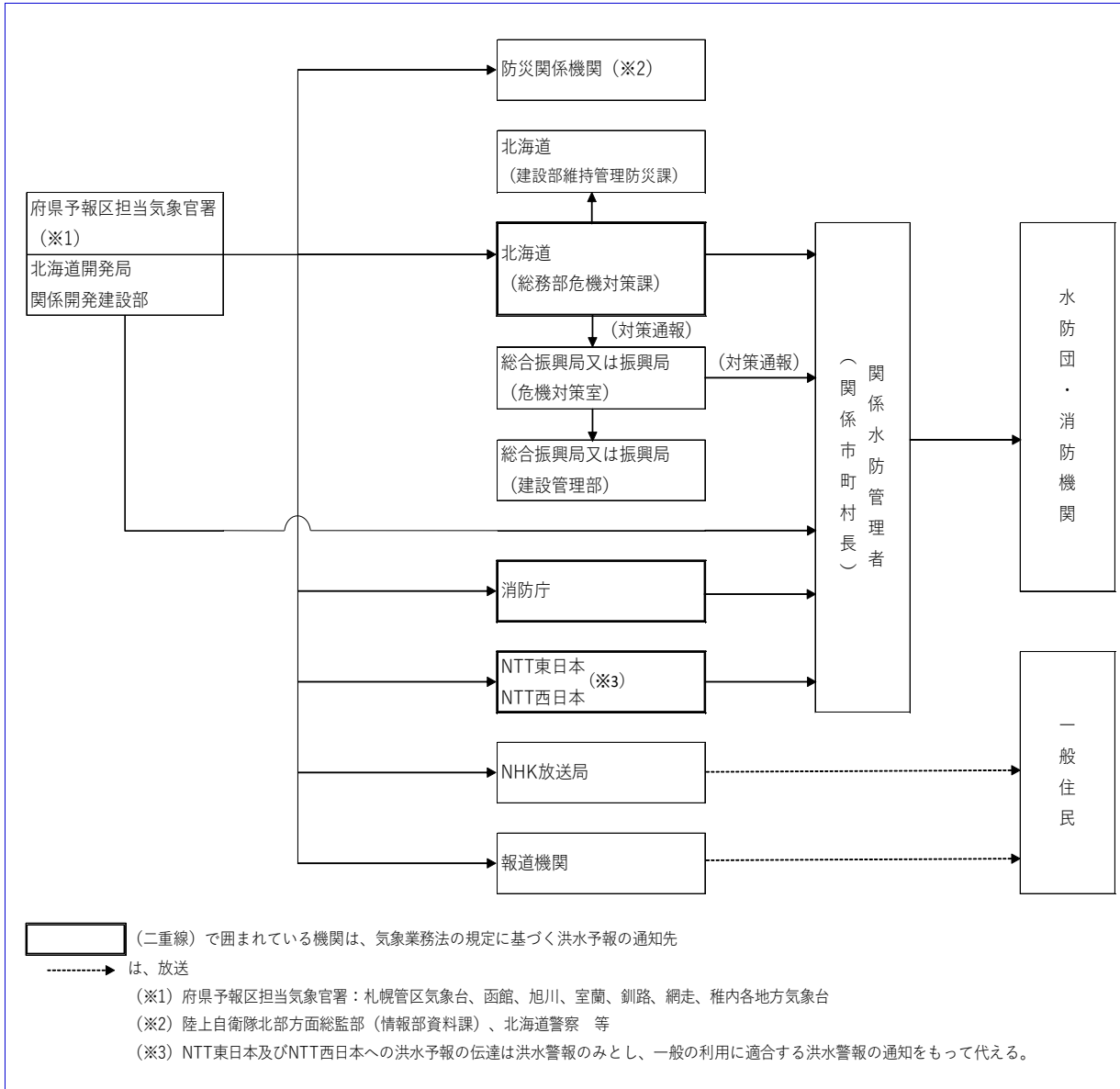
水系名	河川名	担 当
新川	新川	札幌管区气象台、空知総合振興局

(2) 種類及び発表基準

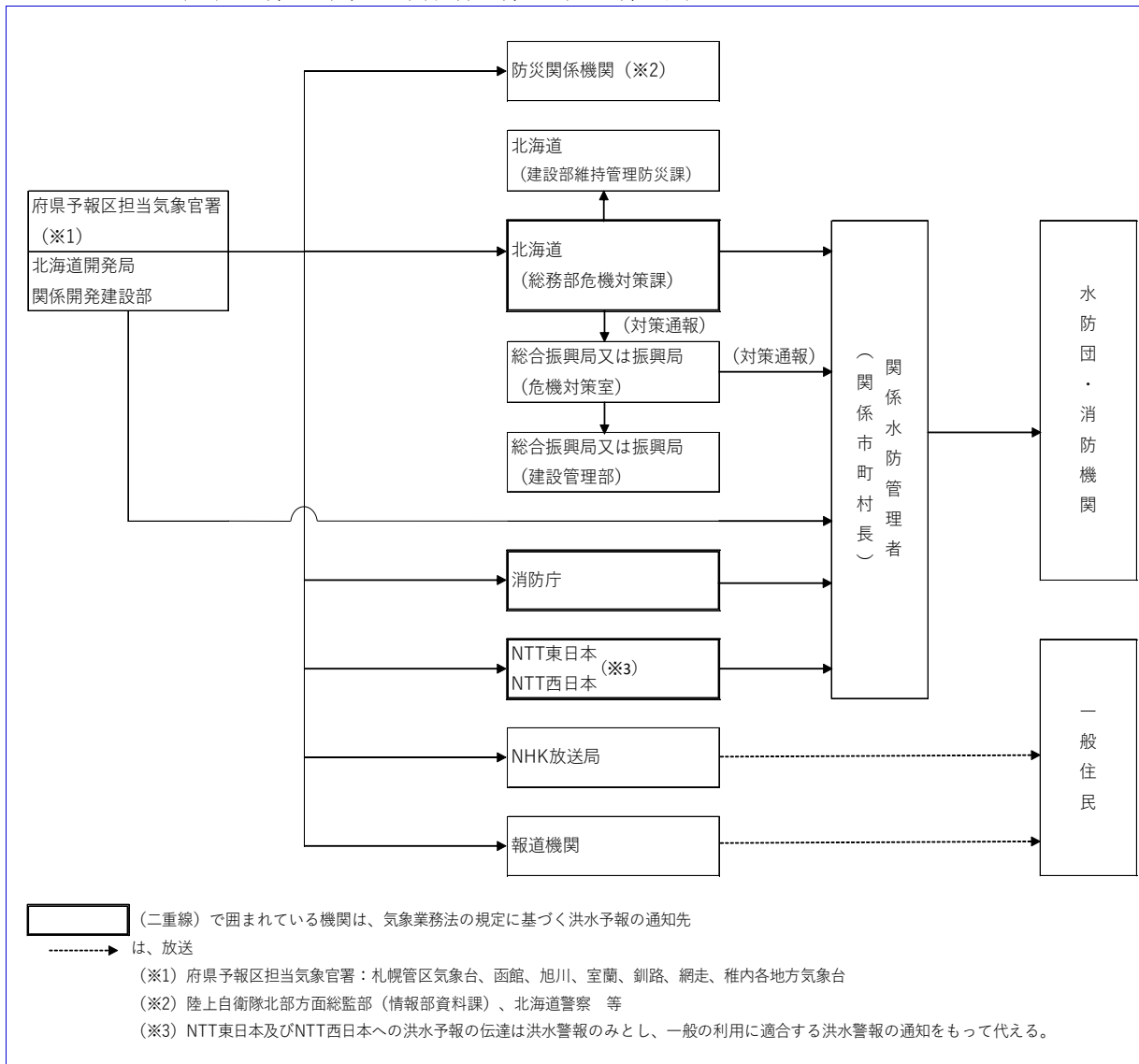
種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 伝 達

ア 北海道開発局と札幌管区气象台等が共同で発表する場合
(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



イ 北海道と札幌管区気象台が共同で発表する場合
(水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)

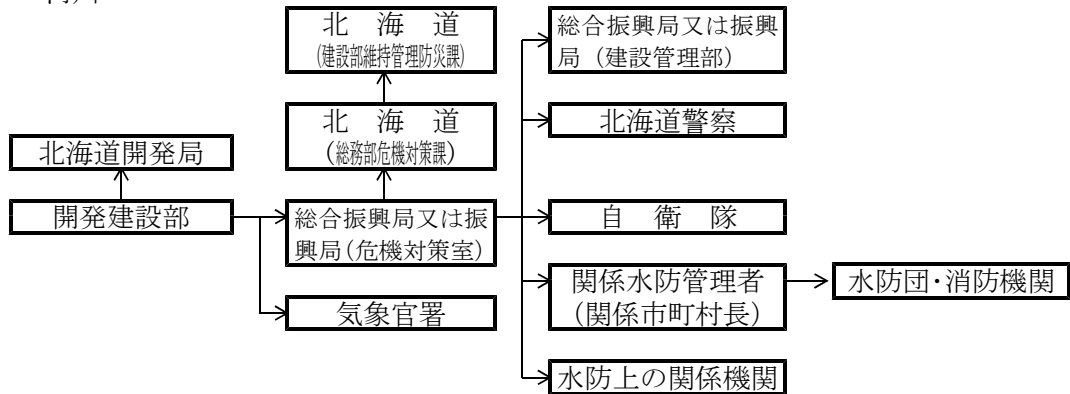


7 水防警報（水防法第16条）

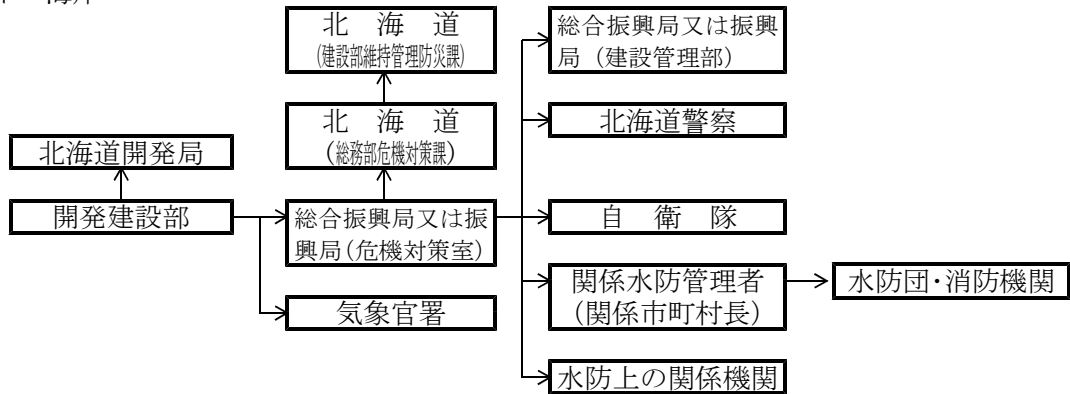
(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。

ア 河川

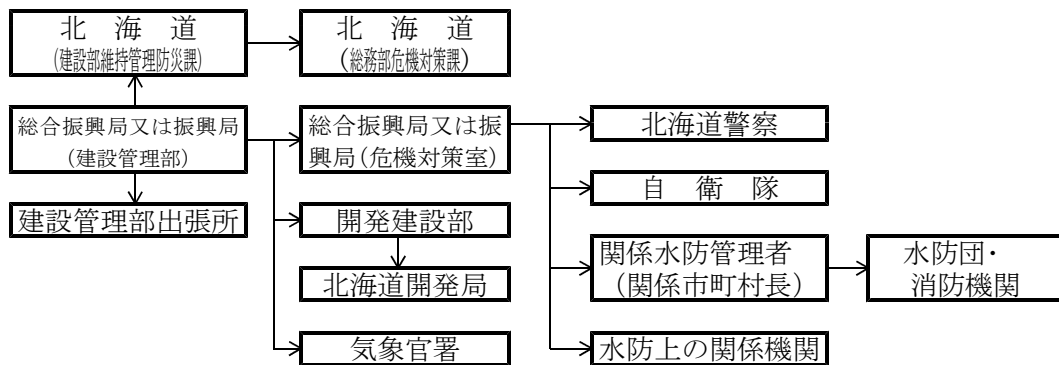


イ 海岸



(2) 知事が行う水防警報

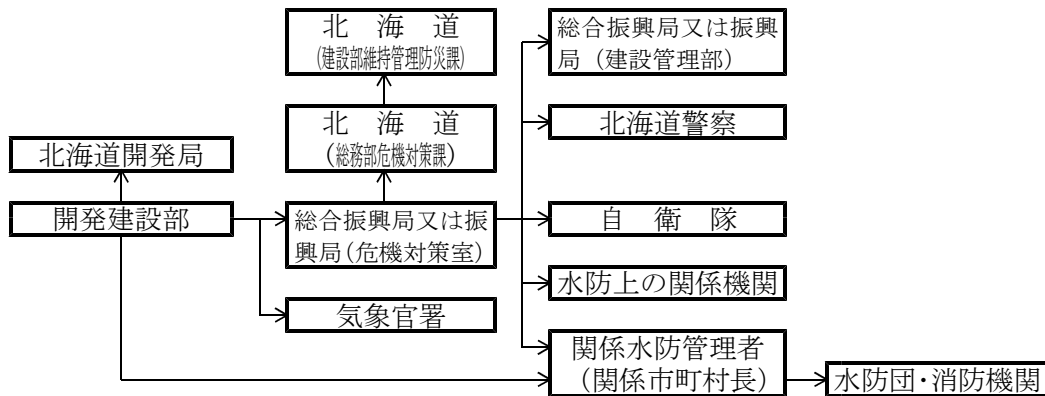
水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。



8 水位情報の通知

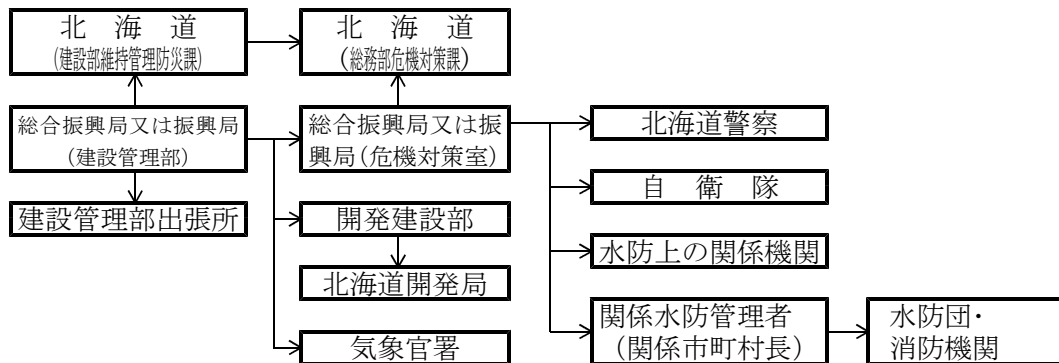
(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



(2) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



9 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

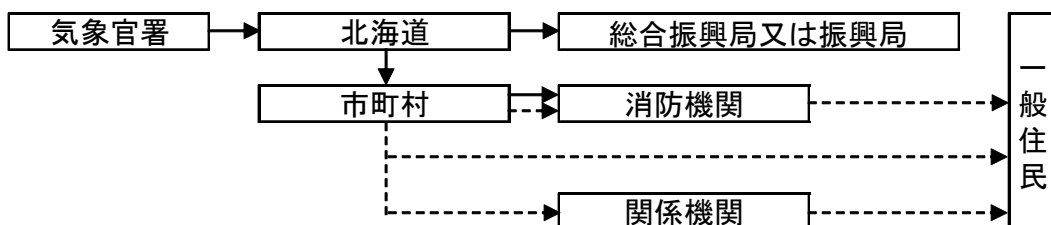
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



----> は市町村長が火災に関する警報を発した場合

(2) 通報基準

火災気象通報基準は資料編 7-3 火災気象通報に関する申し合わせのとおりである。

10 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市町村長は、次の気象官署に通報しなければならない。

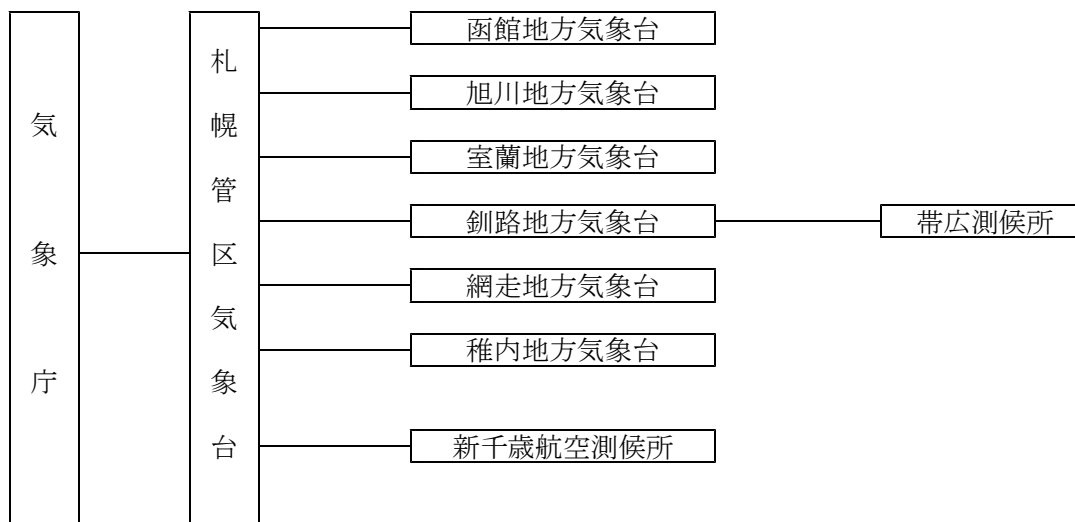
あて先官署名	電話番号	地 域
札幌管区气象台 札幌市中央区北2条西18 丁目2	札幌 (011) 611-0170(天気相談所) 611-6125 (地震火山)	石狩振興局 空知総合振興局、 後志総合振興局地域管内
函館地方气象台 函館市美原3-4-4	函館 (0138) 46-2212 (観測予報) 46-2211 (防災)	渡島総合振興局、 檜山振興局地域管内
旭川地方气象台 旭川市宮前1条3丁目3-15	旭川 (0166) 32-6368 (観測予報) 32-7102 (防災)	上川総合振興局、 留萌振興局地域管内
室蘭地方气象台 室蘭市山手町2-6-8	室蘭 (0143) 22-3227 (観測予報) 22-4249 (防災)	胆振総合振興局、 日高振興局地域管内

釧路地方気象台 釧路市幸町10丁目3	釧路 (0154) 31-5110 (観測予報) 31-5146 (防災)	釧路総合振興局、 根室振興局地域管内
帯広測候所 帯広市東4条南9丁目2-1	帯広 (0155) 24-4555 25-2334	十勝総合振興局地域管内
網走地方気象台 網走市台町2-1-6	網走 (0152) 43-4348 (観測予報) 43-4349 (防災)	オホーツク総合振興局地 域管内
稚内地方気象台 稚内市開運2-2-1	稚内 (0162) 23-2678 (観測予報) 23-2679 (防災)	宗谷総合振興局地域管内

第4 気象官署の組織等

1 気象官署

道内には、札幌管区気象台、各地方気象台等の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。



2 観測所

気象庁は、気象災害を防止・軽減するために、雨、風、雪などの気象状況および潮位の変動を時間的、地域的に細かく監視する地域気象観測システム（アメダス）および潮位観測施設を全国に配置している。

本道における観測施設の種類及び内容は、次のとおりである。

種類	内容
地域気象観測所	気温、湿度、風向風速、降水量、日照時間（気象官署、特別地域気象観測所に限る）、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内173箇所（気象官署、特別地域気象観測所、空港を含む）に配置している。
地域雨量観測所	降水量、積雪の深さ（一部の観測所に限る。）を常時観測する施設で道内の52箇所に配置している。
潮位観測施設	潮位の変動を常時観測する施設で、道内6箇所（稚内、網走、釧路、花咲、函館、小樽）に配置している。